

「時価」と 「相続税評価額」

不動産は同じ物でも、「時価」と「相続税を計算する上での評価額(相続税評価額)」とでは金額に違いがあります(特に都内では)。不動産を売却する時には「時価」が高い方が得ですが、相続時では「相続税評価額」が高いと相続税を払う可能性が高くなります。そして不動産において土地の「相続税評価額」の算出する基礎となっているのが路線価です。「路線価」は毎年7月に国税庁より発表されます。今年もそろそろ発表される時期ですが、皆さんはご所有されている不動産の「相続税評価額」をご存知でしょうか?

そもそも「投資用マンション」って<相続>とどう関係があるの?

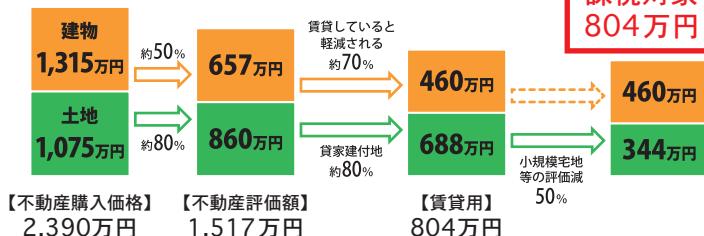
現金で相続した場合



現金を賃貸用不動産に変えることで、約1,586万円も相続税評価額が下がります。このように、相続税評価額を下げながら、利回り約4%の運用利回りを得ることが可能なのです。

相続される方は、「そもそも、もらえるのだからいいじゃないか!」と思う方もいるかも知れません。しかし、もらうだけでも困る事があるんです。なぜならば、相続財産をもらう一定の人は相続税を払わなければいけませんし「遺族でどう分けるか」の問題が多く起きているからです。
(平成25年の1年間に家庭裁判所が調停を新たに受けた件数は、12,878件で、平成15年は9,582件・司法統計)

ご家族が困る前に、相続について一度考えてみてはいかがでしょうか?



相続セミナー・個別相談会参加者の声

セミナーで話を聞いて個別相談を受けられて本当に良かった。タイミングがずれていれば相続税が発生してしまっていた。

営業担当からセミナーの誘いがあった時は、自分には関係ないと断っていた。けど実際は、考えなくてはいけないことだらけで、個別相談も受け、今は対策も取れて安心している。

普段聞けないお話を非常にためになった。そもそもどこに相談したらいいか分からない所、案内から個別に相談させて頂けたのはとても助かりました。

お問い合わせ

TEL (平日10:30~18:30)
03-5363-6222

FAX: 03-5363-6261
Mail: gv-sp3926@grandvan.co.jp



ケランヴァン株式会社

担当:長谷川・渡辺